



平成18年3月14日

各位

会社名 積水ハウス株式会社
代表者名 代表取締役社長 和田 勇
(コード番号 1928 東証、大証、名証 市場第一部)
本社所在地 大阪市北区大淀中一丁目1番88号
問合せ先 広報部長 山口 英大
TEL (06) 6440-3111

売出価格及び処分価額等の決定に関するお知らせ

平成18年3月1日開催の当社取締役会において決議いたしました自己株式の処分及び株式の売出しの売出価格及び処分価額等が下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 自己株式の処分にかかる株式の売出し (引受人の買取引受による売出し)

(1) 売 出 価 格	1株につき <u>1,571 円</u>
(2) 売 出 価 格 の 総 額	<u>59,698,000,000 円</u>
(3) 引受価額 (処分価額)	1株につき <u>1,506.84 円</u>
(4) 引 受 価 額 の 総 額	<u>57,259,920,000 円</u>
(5) 申 込 期 間	<u>平成18年3月15日 (水) ~ 平成18年3月17日 (金)</u>
(6) 払 込 期 日	<u>平成18年3月23日 (木)</u>
(7) 受 渡 期 日	<u>平成18年3月24日 (金)</u>

(注)引受人は引受価額 (処分価額) で買取引受けを行い、売出価格で売出しを行います。

II. 株式の売出し (オーバーアロットメントによる売出し) <下記 (ご参考) 2. を参照のこと。>

(1) 売 出 株 式 数	<u>5,000,000 株</u>
(2) 売 出 価 格	1株につき <u>1,571 円</u>
(3) 売 出 価 格 の 総 額	<u>7,855,000,000 円</u>
(4) 申 込 期 間	<u>平成18年3月15日 (水) ~ 平成18年3月17日 (金)</u>
(5) 受 渡 期 日	<u>平成18年3月24日 (金)</u>

III. 第三者割当による自己株式の処分 <下記 (ご参考) 2. を参照のこと。>

(1) 処 分 価 額	1株につき <u>1,506.84 円</u>
(2) 処 分 価 額 の 総 額 (上 限)	<u>7,534,200,000 円</u>
(3) 申込期間 (申込期日)	<u>平成18年4月19日 (水)</u>
(4) 払 込 期 日	<u>平成18年4月19日 (水)</u>
(5) 受 渡 期 日	<u>平成18年4月20日 (木)</u>

ご注意: この文書は当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書 (及び訂正事項分) をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。

(ご参考)

1. 売出価格の算定

(1) 算定基準日及びその価格	平成18年3月14日(火)	1,604 円
(2) ディスカウント率		2.06 %

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「Ⅱ.株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「Ⅰ.自己株式の処分にかかる株式の売出し(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した結果、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式 5,000,000 株の売出しであります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主から借入れる株式(以下「借入れ株式」という。)であります。これに関連して、当社は、平成 18 年 3 月 1 日(水)開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする前記「Ⅲ.第三者割当による自己株式の処分」記載の当社普通株式 5,000,000 株の自己株式処分(以下「第三者割当による自己株式処分」という。)を決議しておりその払込期日は平成 18 年 4 月 19 日(水)であります。また、当社は、みずほ証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(5,000,000 株)を上限に第三者割当による自己株式処分の割当てを受ける権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を、平成 18 年 4 月 14 日(金)を行使期限として付与しております。

また、みずほ証券株式会社は、平成 18 年 3 月 18 日(土)から平成 18 年 4 月 11 日(火)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(5,000,000 株)を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(5,000,000 株)に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により買付けて返却に充当後、残余の借入れ株式はみずほ証券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより返却されます。そのため第三者割当による自己株式処分に係る処分株式数の全部又は一部につき申込が行われず、その結果、失権により第三者割当による自己株式処分に係る処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが中止される場合があります。

3. 自己株式処分による手取金の使途

今回の上記「Ⅰ.自己株式の処分にかかる株式の売出し(引受人の買取引受による売出し)」の手取概算額 57,234 百万円及び上記「Ⅲ.第三者割当による自己株式の処分」の手取概算額上限 7,529 百万円と合わせ、手取概算額合計上限 64,764 百万円について、全額を不動産開発投資に充当する予定であります。

以上

ご注意： この文書は当社の自己株式の処分及び株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書(及び訂正事項分)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。